

既存添加物の大幅な消除について

中村幹雄(鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授)

昨年10月4日の「食品表示を考える学習会」(主催:食の監視・安全市民委員会)での「食品添加物の表と裏」と題した講演及び本年5月13日の日本弁護士連合会第52回人権擁護大会シンポジウム第3分科会の勉強会での「消費者市民社会について(食の安全、添加物について)」と題した講演で、元々既存添加物名簿(489品目)については、流通実態のない品目、いわゆる「健康食品」としてのみの流通している品目があること、1995年の食品衛生法改正時の衆議院厚生労働委員会の付帯決議で求められた安全性確認や公的規格設定が完了していない等の問題点を詳細に説明しました。講演に際して調べたことをまとめた『食と消費者の権利』(オブアワーズ、1,890円)を10月1日に発行しました。

本年10月5日、厚生労働省は医薬食品局食品安全部基準審査課長名で「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について(周知依頼)」を都道府県等に発しました。前例のない125品目が収載されました。実績を申し出る「既存添加物の販売等の申出書」には、販売先、販売数量、食品への使用実績を示す書類(食品の商品名、使用目的等)等が必要とされ、従来にない極めて厳格なものとなりました。期限は、来年1月8日と通知されました。

1991年から、いわゆる「天然添加物」も「化学的合成品以外の食品添加物」と称され、表示の対象になりましたので、その際に「化学的合成品以外の食品添加物リスト」(1051品目、リストと略す。)が厚生省環境衛生局長から通知されました。リストに収載されていない品目を使用するときは、厚生大臣に報告し、大臣が名称を定めるまでは表示が免除される報告制度でした。このリストの作成に当たっては、プロポリス抽出物のような「健康食

品」、イモカロテンのような食品添加物事業者のアイデア段階の品目、重複品目(異名)も含まれていました。

1995年の食品衛生法の改正で、従来は第6条の例外でありましたいわゆる「天然添加物」も指定制度になり、既存添加物名簿が策定されることになりました。「既存」の「添加物」の名簿でないリストに収載された品目の流通実態調査が不十分な上に、食品・食品添加物事業者が申し出た品目も加わりましたので、膨大な品目になりました。そこで、天然香料と「一般に食品として飲食に供されているものであって添加物として使用される品目」(「一般飲食物添加物」)を第6条の例外とすることにより、大幅に品目数を減らし、残った品目が「既存添加物名簿」に収載され、食品衛生法を改正する法律101号附則第2条に基づき、1995年8月466品目が告示され、食品・食品添加物事業者の申し出によりその後23品目が追加され、1996年4月に489品目が収載された既存添加物が告示され確定しました。

既存添加物名簿の策定は、既存品(輸入添加物、輸入食品に使用される添加物)に関する原産国での基原・製法・本質の徹底的な調査や成分に関する化学的検討がなされず、『Tanaka's Cyclopedia of Edible Plants of the World』等の辞典との照合等機上で進められました。後々、アルカネット色素のように、既存添加物名簿のカッコ書き(品名のカッコ内で定義された由来、成分等)や既存添加物名簿収載品目リストの基原・製法・本質と異なる品目が出てきました。現在と当時のアルカネット色素が同一品であるなら、既存添加物名簿や収載品目リストの側に不備があると考えられます。

また、既存添加物名簿の訂正申し出に際し、ア

ウレオバシジウムで虚偽記載があったのではない
かとの記事が2002年11月の朝日新聞に掲載さ
れましたように、この間の添付書類は、事業者自
らの証明等であっても受けられました。

2003年の食品衛生法改正により、流通実態が
ない既存添加物を消除することが可能とな
り、2004年に38品目が、2007年に32品目が消
除され、安全性上の問題で消除されましたアカネ
色素を含め71品目が消除されました。今回はそ

の1.7倍です。

実態のない品目を消除することには何ら異論は
ありません。しかし、既存添加物名簿は、その名
の示すとおり1995年の食品衛生法が改正された
時点に存在していた「天然添加物」ですので、そ
の時点での実態調査をキチンと行うことが、最も
公正なことだと思います。今後も消費者市民とし
ての監視を継続するつもりです。

(作成:2009年11月13日)